

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅に居住者の生命の安全を守る機能を有する耐震シェルター(箱型)又は防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時において住宅内にいる市民の生命を守ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

(1) 補助金の交付の対象となる市内の木造住宅(昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している市内の木造住宅で、耐震診断により構造評点0.7未満と診断されたものをいう。)に現に居住していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 大津市木造住宅耐震改修等事業による補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、木造住宅内に設置する耐震シェルター等の本体及びその設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1戸当たり前条の補助対象経費以内の額とし、20万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 見積書等の写し

(3) 耐震シェルター等の強度について公的機関(一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人日本建築防災協会等)が作成する書類又は実物大モデル構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類

(4) 申請者が建物所有者でない場合は、建物所有者による承諾書(様式第2号)

(5) 市税の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金実績報告書(様式第4号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

(2) 写真(耐震シェルター等設置の施工前、施工中及び完了後のもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(確定通知書)

第8条 規則第15条の規定による通知は、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付請求書(様式第6号)とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、県の個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付申請書

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

1 補助年度 年度

2 住宅の所在地

3 建築年

4 診断評点

5 補助対象経費 円

6 交付申請金額 円

7 補助事業の完了予定日 年 月 日

8 関係書類

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 見積書等の写し

(3) 耐震シェルター等の強度について公的機関(一般財団法人日本建築総合試験所、一般財団法人日本建築防災協会等)が作成する書類又は実物大モデル構造実験結果に関する書類若しくは構造計算に関する書類

(4) 申請者が建物所有者でない場合は、建物所有者による承諾書(様式第2号)

(5) 市税の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

私は、(住宅所在地) _____ の木造住宅に、
居住者の生命の安全を守る機能を有する耐震シェルター等を設置することを承諾します。

(木造住宅所有者)

住所

氏名

印

※申請者が耐震シェルター等を設置する木造住宅の所有者の場合は不要です。

年 月 日

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

1 補助年度 年度

2 住宅の所在地

3 交付決定金額 円

4 交付条件

- (1) 大津市補助金等交付規則、大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。
- (3) 領収書等の宛名は、申請者の名義とすること。
- (4) 当該補助事業等の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金実績報告書を提出すること。
- (5) 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金実績報告書

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業の完了日 年 月 日
- 3 交付決定金額 円
- 4 補助対象経費の精算額 円
(補助対象金額)
- 5 関係書類
 - (1) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
 - (2) 写真(耐震シェルター等設置の施工前、施工中及び完了後のもの)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金確定通知書

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

1 補助年度	年度
2 住宅の所在地	
3 交付決定金額	円
4 補助対象経費の精算額	円
5 交付確定金額	円

大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付請求書

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付の確定のあった大津市個人木造住宅耐震シェルター等設置補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

- 1 補助年度 年度
- 2 住宅の所在地
- 3 交付決定金額 円
- 4 交付請求金額 円
- 5 振込先金融機関

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
口座番号	普通・当座	
口座名義		